

令和4年第1回定例会提出議案の説明資料（第2集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
39	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	1



## 議案第39号 柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号は、国家公務員の育児休業等の制度の改正に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る要件を緩和すること等を行うため、柏市職員育児休業条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得について、引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止すること（第2条第4号及び第8条関係）。
- 2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこと（第12条第1項関係）。
- 3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこと（第13条関係）。
  - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
  - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。